

# 平成27年葛巻町議会12月定例会議 会議録（第1号）

平成27年12月4日（金）  
午前10時 開 議

## 【再 開】

- ・町民憲章朗唱

## 【 会議録署名議員の指名 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

日程第1 会議録署名議員の指名

## 【 諸般の報告 】・・ |

日程第2 諸般の報告

- ・平成27年度随時監査結果の配布
- ・例月現金出納検査報告書の配布
- ・陳情書・要望書の配布
  - (1) 要望第13号 葛巻町森林組合からの要望書
- ・出張報告

## 【 行政報告 】・・ 2

日程第3 行政報告

## 【 報告第9号上程、報告 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

日程第4 報告第9号 町有自動車事故に係る和解に関する専決処分書の報告  
について

## 【 議案第46号～議案第66号上程、説明 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

日程第5 議案第46号 平成27年度葛巻町一般会計補正予算（第3号）

日程第6 議案第47号 平成27年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算  
（第2号）

日程第7 議案第48号 平成27年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算  
（第1号）

日程第8 議案第49号 行政手続における特定の個人を識別するための個人番  
号の利用及び特定個人情報提供に関する条例

日程第9 議案第50号 葛巻町町税条例等の一部を改正する条例

日程第10 議案第51号 葛巻町定住促進住宅条例の一部を改正する条例

- 日程第11 議案第52号 盛岡市及び葛巻町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結することの協議に関し議決を求めることについて
- 日程第12 議案第53号 東京電力株式会社原子力発電所事故に係る和解に関し議決を求めることについて
- 日程第13 議案第54号 盛岡地区広域消防組合理約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 日程第14 議案第55号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（葛巻町地域情報通信基盤施設）
- 日程第15 議案第56号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（葛巻町コミュニティ防災センター）
- 日程第16 議案第57号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（くずまき斎苑）
- 日程第17 議案第58号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（町立体育施設）
- 日程第18 議案第59号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（町立コミュニティセンター等）
- 日程第19 議案第60号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（養護老人ホーム葛葉荘）
- 日程第20 議案第61号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（町立児童館）
- 日程第21 議案第62号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（ふれあい宿舎グリーンテージ）
- 日程第22 議案第63号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（グリーンパーク袖山ハウス及び馬淵川源流公園）
- 日程第23 議案第64号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（町立体験交流施設等）
- 日程第24 議案第65号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（葛巻町山地酪農研修センター）
- 日程第25 議案第66号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（森の館ウッディ）

平成27年葛巻町議会12月定例会議 会議録 (第1号)

議事日程告示年月日	平成27年11月26日(木)					
再開年月日	平成27年12月4日(金)					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	平成27年12月4日(金) 開議10時00分 散会11時16分					
議員出席状況  (凡例)  ○ 出席 △ 欠席 遅早 席席刻退	議席番号	議員氏名	欠席の有無	議席番号	議員氏名	欠席の有無
	1	山崎 邦 廣	○	6	小谷地 喜代治	○
	2	大平 守	○	7	山岸 はる美	○
	3	柴田 勇雄	○	8	辰柳 敬一	○
	4	鈴木 満	○	9	高宮 一明	○
	5	姉帯 春治	○	10	中崎 和久	○
会議録署名議員	2 番	大平 守	7 番	山岸 はる美		
会議の書記	議会事務局長	澤口 節子	議会事務局総務係長	遠藤 政明		

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	健康福祉課長	深澤口 和則
	副町長	觸澤 義美	農林環境エネルギー課長	中村 輝実
	教育委員長	千葉 洋一	建設水道課長	冬村 一彦
	農業委員会長	深澤 進	教育委員会事務局教育次長	檜木 幸夫
	代表監査委員	馬 渕 文雄	病院事務局長	岩泉 宇昭
	教育長	中田 直雅	農業委員会事務局長	村上 明彦
	総務企画課長	丹内 勉	総務企画課室長	波紫 徳彰
	政策秘書課長	山下 弘司	総務企画課財政係長	近藤 桂太
	住民会計課長	村中 英治		

( 開議時刻 10時00分 )

議長 ( 中崎和久君 )

朝のあいさつをします。おはようございます。  
ただいまから、平成27年葛巻町議会を再開します。  
本日の会議に先立ちまして、葛巻町民憲章の朗唱を行います。  
事務局長に主文を先導して朗読させますので、引き続き、全員で朗唱願います。  
町民憲章のしおりを準備の上、ご起立願います。

議会事務局長 ( 澤口節子さん )

それでは、朗読いたしますので、引き続き朗唱ください。  
葛巻町民憲章  
第1章、幸せな輝かしい未来のために、たくましい体力と気力、知性と創造性に満ちた人を育てる、教育の町づくりにつとめます。  
第2章、明るく楽しい生活のために、きまりを守り、温かい心をもって、互いに助けあう、福祉の町づくりにつとめます。  
第3章、豊かな美しい郷土のために、自然を愛し、資源の活用に、力を合せて生き生きと働く、産業の町づくりにつとめます。

議長 ( 中崎和久君 )

ご着席ください。  
以上で、葛巻町民憲章の朗唱を終わります。  
これから、平成27年葛巻町議会12月定例会議を開きます。  
ただいまの出席議員は、10名です。  
定足数に達していますので、会議は成立しました。  
なお、本定例会議の会議日程は、本日から12月9日までの6日間とします。  
本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。  
これから、本日の議事日程に入ります。  
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、2番、大平守君及び7番、山岸はる美さんを指名します。  
次に、日程第2、諸般の報告を行います。  
はじめに、平成27年度随時監査の結果及び例月現金出納検査の報告書が監査委員から提出されていますので、その写しをお手元に配布しています。ご参照願います。  
次に、要望第13号、葛巻町森林組合からの要望書については、議会運営委員会での協議の結果を踏まえ、議員配布の扱いとします。  
次に、出張報告をします。  
11月5日、岩手町・葛巻町・一戸町議会議員協議会研修会出席のため、一戸町に出張しました。

11月10日から11日まで、岩手県町村議会議長会政務調査会研修会及び議長全国大会出席のため、東京都に出張しました。

11月13日、矢巾町合併60周年記念式典出席のため、矢巾町に出張しました。

11月14日から15日まで、兵庫県南あわじ市市制10周年記念式典出席のため、兵庫県に出張しました。

11月17日、盛岡広域8市町議会議長会会議出席のため、盛岡市に出張しました。

11月21日、第37回平庭高原の夕べ出席のため、久慈市に出張しました。

これで、出張報告を終わります。

なお、平成27年葛巻町議会9月定例会議から本日までにおいて、葛巻町議会総合条例第121条第1項ただし書きにより、議長において議員を派遣したのは、お手元に配布した資料のとおりですので、これを報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

#### 町長（鈴木重男君）

冬到来を感じる今朝の天気となりました。

今12月定例会議の開催に当たり、行政報告を申し上げます。

内容につきましては、去る12月2日に執行いたしました葛巻病院新築工事に係る入札結果について、報告をさせていただきます。

葛巻病院新築工事の発注形態につきましては、建築工事、電気設備工事、機械設備工事の3件による分離発注としたところであります。

業者指名に当たっては、病院建設等の工事实績等を十分踏まえた上で指名業者を決定をいたし、建築工事、電気設備工事、機械設備工事と県内企業、県内での実績のある各7社を指名をいたしております。

指名から入札までの経過につきましては、11月4日に指名通知を各指名業者に送付をし、11月5日から12月1日までの期間で設計図書、図面、あるいは書類等の縦覧を行い、12月2日に入札を実施したところであります。

入札結果についてであります。建築工事につきましては、日本住宅株式会社が税込み1,416,960,000円で落札いたしました。電気設備工事につきましては、岩手電工株式会社が税込み464,400,000円で落札いたしました。機械設備工事につきましては、株式会社双葉設備アンドサービスが税込み786,240,000円で落札いたしました。

今後、請負者と工事工程等の協議を踏まえた上で、平成29年3月の完成に向け、鋭意新築工事を進めてまいり所存であります。

以上、ご報告を申し上げますが、今次会議には、報告1件のほか、一般会計補正予算など21議案を提案申し上げますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

**議長（中崎和久君）**

これで、行政報告を終わります。

次に、日程第4、報告第9号、町有自動車事故に係る和解に関する専決処分の報告について、説明を求めます。

総務企画課長。

**総務企画課長（丹内勉君）**

お疲れ様でございます。

それでは、報告第9号をご説明申し上げます。

議案集の方を2枚おめくりいただきまして、1ページをお開きいただきたいと存じます。議案資料の方も1ページでございますので、併せてご覧いただきたいと存じます。

町有自動車事故に係る和解に関する専決処分の報告についてでございます。

町有自動車事故に係る和解について、別紙のとおり専決処分したので、ご報告申し上げます。

2ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。

町有自動車事故に係る和解について、地方自治法の規定により、次のとおり和解するものでございます。

和解の内容でございますが、相手方が、損害賠償として町有自動車修理費用の全額となる74,000円を町にお支払いいただくというものでありまして、町側から相手方への支払い、あるいは修理費用の自己負担等はありません。

和解の原因でございますが、移動のため後進した相手方の自動車が、駐車していた町有自動車に接触したものでございます。なお、事故発生状況の詳細等につきましては、資料の方に記載してございますので、お目通しいただきたいと存じます。

以上で、専決処分の報告に係る説明を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

**議長（中崎和久君）**

これで、説明を終わります。

これから、質疑に入ります。

報告第9号、町有自動車事故に係る和解に関する専決処分の報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

報告第9号、町有自動車事故に係る和解に関する専決処分の報告についてを終わります。

お諮りします。

日程第5、議案第46号、平成27年度葛巻町一般会計補正予算（第3号）から、日程第18、議案第59号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることにつ

いてまでの14議案を、一括議題としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第46号から議案第59号までの14議案を、一括議題とすることに決定しました。

順次、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

#### 総務企画課長（丹内勉君）

提案理由をご説明申し上げます。

最初に、一般会計補正予算書と議案資料の2ページをご準備いただきたいと存じます。

平成27年度葛巻町一般会計補正予算（第3号）でございます。

今回の補正は、歳出では、地域情報化推進事業費、商工振興事業費の増額及び小学校施設整備事業費、職員給与費の減額、歳入では、企業立地促進奨励事業費補助金、臨時財政対策債の増額及び学校施設環境改善交付金、学校教育施設等整備事業に係る過疎債の減額などが主な内容でございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。今回の補正は減額でございます。歳入歳出それぞれ21,168,000円を減額しまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ6,390,570,000円とするものでございます。

第2条、債務負担行為の補正でございます。第2表で、ご説明申し上げます。

第3条は、地方債の補正でございます。第3表で、ご説明申し上げます。

5ページお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正でございます。森林組合が取り組んでおります町産材の販路拡大に向けた新たな事業を支援するために、事業運転資金に係る損失補償を行うための債務負担行為を設定しようとするものでございます。期間は、今年度から平成29年度までの3カ年度。限度額は、組合が29年3月までに借り入れる短期資金の償還元金及び利子について、償還期限到来後3カ月経過してなお返済されなかった元金及び利子の全額を損失補償するという内容でございます。

6ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございます。借入限度額を変更しようとするものでございまして、学校教育施設整備事業が76,100,000円を皆減、臨時財政対策債が150,000,000円から42,122,000円を増額しまして、192,122,000円とするものでございます。

8ページをお願いいたします。

最初に、歳入歳出事項別明細書総括の歳出でございます。総務費24,420,000円、農林水産業費16,598,000円、商工費21,918,000円をそれぞれ増額しまして、教育費93,257,000円の減額とするものでございます。

前のページ、7ページに戻っていただきまして、歳入でございます。県支出金が21,006,000円増額、町債が33,978,000円減額するものでございます。

13ページをお願いいたします。

補正の個々の内容でございますが、13 ページ一番上の5、電子情報推進管理経費がございすけども、科目は2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費になりますが、19 節の自治体中間サーバー・プラットフォーム負担金 4,396,000 円でございます。国では、マイナンバー制度運用に当たって、全国の地方公共団体間で情報のやり取りをできるシステムを構築中ではありますが、機能のひとつといたしまして、全国市町村の特定情報等を集中管理する自治体中間サーバー・プラットフォームと称される機能を整備し、その維持管理は各市町村が費用を負担し、共同管理、共同運用することとされたことによる負担金でございます。なお、この負担金の財源としましては、今年度は国から10分の10、満額補助金が交付されるということで、歳入でもお話ししますが、同額を歳入に計上しているものでございます。

それから、一番下の8の職員給与費というのがございすけども、これにつきましては、一般職員に係る人事異動による調整が主なものでありますが、その他に、共済費につきましては、職員共済組合負担金について、10月1日から共済年金制度が厚生年金制度に統合されたことによる保険料率の確定変更に伴う調整分が含まれているものでございます。他の会計の職員給与についても同じような補正内容が出てまいりますので、今回、給与費、共済費を合わせまして、一般会計総額で12,822,000円を減額しようとするものでございます。

15 ページをお願いいたします。

企画費の地域情報化推進事業費、委託料6,200,000円でございます。電柱等支障移転業務は、町内の光ファイバー網の多くは、電柱、電話柱を借用し、許可してもらっておりますが、電柱等の老朽化による設置替えが例年より多くございましたことから、新設した柱に光ファイバーを引き替えるための業務委託がほとんどの内容でございます。

次の、地域情報通信基盤施設修繕業務でございますが、主には光ファイバーの宅内引き込みケーブルの修繕業務の委託でございます。

19 ページをお願いいたします。

3款、民生費、1項、3目、老人福祉費、老人福祉事業管理経費、扶助費の養護老人ホーム等措置費1,537,000円でございますが、町外養護老人ホームへの入所者が9月から1名増えたことによる措置費の増額でございます。

24 ページをお願いいたします。

6款、農業費、1項、4目、農業振興費、農地中間管理事業費、補助金の機構集積協力金7,671,000円でございますが、これは農地の出し手、貸し手側に対する支援制度でございますが、申請者数が当初予定人数より増える見込みとなったことによる増額でございます。事業費の全額が国庫補助金として交付されるものでございます。

26 ページをお願いいたします。

同じく、6款、農業費、2項、林業費、4目、林道管理費、林道管理経費、工事請負費の林道排水路整備工事7,000,000円でございます。これは、県営林道事業として進めております林道鰻沢鷹ノ巣線の付帯工事として町が行う末端排水路について断面の大きい排水路に変更する必要が生じたことによる増額でございます。

7款、商工費、1項、2目、商工振興費、商工振興事業費、補助金の企業立地促進助



成金 20,000,000 円でございます。これは、東京に本社を置く企業から、町に対しまして、町の企業立地促進助成を受けるため、町内の製材工場跡を利用して、パルプ用チップ及び木質ペレットの製造事業を行う計画を柱とした企業立地助成認定申請書の提出がなされましたことにより、今後の対応に向けての予算措置でございます。

31 ページをお願いいたします。

10 款、教育費、2 項、小学校費、3 目、学校建設費、小学校施設整備事業費は 90,500,000 円皆減でございます。これにつきましては、江川小学校改築事業に係る予算として当初予算に措置していたものでございますが、文部科学省の国庫補助事業の採択を受けるための調整の中で、事業費を 26 年度補正予算に全額措置することとし、補助事業が採択になりましたことから、27 年度予算には削減するものでございます。

次に、歳入でございますが、9 ページをお願いいたします。

13 款、国庫支出金、2 項、1 目、総務費国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金 4,396,000 円でございますが、先ほどの歳出で申し上げました、自治体中間サーバー・プラットフォーム負担金に係る補助金 10 分の 10 でございます。

次の行の教育費国庫補助金、学校施設環境改善交付金 14,400,000 円マイナスでございます。

それから、10 ページの下から 2 行目の方でございますが、町債の江川小学校校舎改築事業△76,100,000 円は、先ほど歳出で申し上げました理由によりまして、26 年度予算の方で措置済でございますので、皆減するものでございます。

それから、同じく 10 ページの一番上の行の機構集積協力金交付事業費補助金 7,671,000 円でございますが、これも先ほどと同じ理由により 10 分の 10、歳出同額が計上されているものでございます。

次の、企業立地促進奨励事業費補助金 10,000,000 円でございますが、町が企業立地促進助成金を交付した場合には、2 分の 1 が県補助金として町に交付されるものでございます。

最後の行、20 款、町債の臨時財政対策債 42,122,000 円ですが、27 年度分の普通交付税及び臨時対策債の算定、あるいは、発行可能額が確定したことによります計上でございます。金額は前年度とほぼ同額でございます。

議案第 46 号につきましては以上でございます。次に、議案第 47 号の方をご準備をお願いいたします。

議案第 47 号、平成 27 年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

今回の補正は、歳出のみの補正でございます。総額に変更はございません。

3 ページをお願いいたします。

事項別明細書総括の歳出の内容でございますが、1 款、総務費 809,000 円、2 款、事業費 1,200,000 円をそれぞれ増額しまして、予備費を減額し、予算総額を調整するものでございます。

4 ページをお願いいたします。

歳出の 1 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費、職員給与費 809,000

円は職員の異動、それから、共済年金の統合による調整、それから、漏水修繕等のための時間外勤務手当の増などによるものでございます。

2款、事業費、1項、1目、給水費1,200,000円は、葛巻簡易水道施設、馬淵川簡易水道施設に係る電気料の不足等が見込まれるものでございます。

次に、議案第48号、農業集落排水事業の方を準備お願いします。

議案第48号、平成27年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）で  
ございます。

今回の補正は、繰越金の計上と町整備型浄化槽建設事業費の増額が主な内容でござい  
ます。

第1条、歳入歳出予算の補正でござい  
ます。歳入歳出それぞれ13,072,000円を追加  
し、予算の総額を歳入歳出それぞれ207,532,000円とするものでござい  
ます。

第2条、地方債の補正でござい  
ます。第2表で、ご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債の補正でござい  
ます。浄化槽市町村整備推進事業の限度額を  
22,800,000円から9,000,000円増額いたしまして、31,800,000円に変更しようとする  
ものでござい  
ます。

6ページをお願いいたします。

事項別明細書総括、歳出の主な項目ですが、3款、新設建設費が10,000,000円の増  
額補正でござい  
ます。

お戻りいただきまして、5ページの方をお願いいたします。

歳入の方でござい  
ますが、7款、繰越金3,292,000円、9款、町債9,000,000円の増  
額補正でござい  
ます。

8ページをお願いいたします。

歳出の主な項目でござい  
ますが、一番下の欄、3款、施設建設費、1項、1目、町整  
備型浄化槽建設費、工事請負費の浄化槽整備工事10,000,000円は、町整備型3基ほど  
ですけども、追加を見込んでいるものでござい  
ます。

7ページをお願いいたします。

歳入でござい  
ますが、7款、繰越金、1項、1目、前年度繰越金3,292,000円。9款、  
町債、1項、1目の浄化槽市町村整備推進事業9,000,000円は、今回追加する部分に係  
る起債のものでござい  
ます。

補正関係は以上でござい  
まして、次に条例関係をご説明申し上げます。

議案集と資料の方をご準備いただきたいと存じます。

議案集、資料とも3ページをお願いいたします。

議案第49号、行政手続における特定の個人を識別するための個人番号の利用及び特  
定個人情報の提供に関する条例でござい  
ます。

まず、この条例案を制定しようとする目的でござい  
ますが、番号法に基づく個人番号  
及び特定個人情報は、情報漏えい防止等のために利用又は情報提供できる範囲が番号法  
により限定的に制限されております。このうち市町村独自の事務、あるいは行政サービ  
スでの利用等につきましては、番号法が認める範囲内での条例で定めた場合のみ使用が

認められるというものでございます。

今般、平成28年1月からマイナンバーの利用が開始されること等に伴いまして、町としまして個人番号の利用及び特定個人情報の提供等が行える事務を特定するために、その取扱い基準を定めようとするものでございます。

以下の条例案の内容ですが、内容につきまして、第1条には、この条例は番号法に基づき必要な事項を定めるものである旨の趣旨を規定してございます。

第2条は、用語の定義。

第3条には、適正な取扱い等を義務付ける町の責務。

次の第4条、第5条が、この条例の骨子となる条文でございますが、第4条には、個人番号の利用範囲を定めてございます。

第1項では、個人番号を利用できる場合として三つございますが、一つが後ろの方にございますけども、別表第1に六つの事務を規定し、二つ目が別表第2に21の事務を規定し、三つ目が町の機関、町長、教育委員会、あるいは農業委員会等ですが、町の機関が番号法、法律の方の別表第2の第2欄に掲げる事務を行うときの三つの場合に個人番号を利用できるというような規定にしてございます。

第2項でございますが、特定の個人情報を利用できる場合として、一つ目が別表第2の事務を行うとき、二つ目が4ページの方ですが、第3項の規定によりまして番号法の第2表の第2欄に掲げる事務を行うときの2形態を規定してございます。第5条では、町長と教育委員会、あるいは農業委員会などのように、異なる機関間で特定個人情報を提供できる場合として、別表第3に二つの事務を規定してございます。そのほか、第3条第4項、第5条第2項に同一の内容の各種提出書類があるわけですが、その提出書類を同一内容であれば省略できる場合の規定を盛り込んでございます。

附則ですが、番号法で規定する施行の日からとしておりまして、実際の日には28年1月1日から、ただし、提出書類の省略の関係につきましては、29年7月からというのが想定されているという状況のものでございます。

次に、議案集9ページをお願いいたします。資料の方は5ページでございます。

議案第50号、葛巻町町税条例等の一部を改正する条例でございます。

まず、改正を要する趣旨でございますが、町税条例の上位法であります地方税法及び同施行規則が改正されたことを受けまして、所要の整備を行うというものでございます。

議案でございますが、この条例案は2条で構成しておりまして、第1条は9ページから13ページまで、第2条は14ページから15ページまで、16ページが附則でございます。

まず、第1条に係る条例改正の背景でございますが、徴収猶予について、これまで地方税法に基づいて手続きがなされてきておったわけですが、地方分権等によりまして、地域の実情を踏まえた取扱いを推進するため、徴収猶予の規定に関しては各市町村の条例に委ねられる内容に地方税法の改正が行われたことを受けまして、町税条例も所要の改正を行おうとするものでございます。

改正内容は、改正後の第8条以下に徴収猶予に関する条文を追加するものでございます。

第8条は、分割納付又は分割納入の方法の関係を規定してございます。

第9条、10ページでございますが、徴収猶予の申請手続等の関係。

それから、第10条、11ページですが、職権による換価の猶予の手続等の関係を規定してございます。

第12条は、13ページの方ですが、担保を徴する必要がない場合として、県に準じて猶予金額500,000円以下、猶予期間が3月以内である場合は担保を徴しない旨を規定してございます。

14ページをお願いいたします。

次に、第2条の条例改正でございますが、これにつきましては、番号法が関わる地方税法施行規則の一部改正が行われたことを受けまして、町税条例も所要の改正を行おうとするものでございます。

改正内容につきましては、現行では、納付書、納入書に法人番号の記載が義務付けられたところでございますが、この要件を削除するというものでございます。併せて、法人番号の記述が削除されることにより生じます条文の不都合等を整理したものでございます。

施行期日であります。16ページですが、第1条が28年1月1日から、第2条は28年4月1日から施行するというものでございます。

次に、議案集17ページをお願いいたします。資料の方は6ページでございます。

定住促進住宅条例の一部を改正する条例でございます。

まず、資料ですが、改正趣旨が、五日市定住促進住宅の設置に伴い、追加しようとするものでございます。

改正の概要でございますが、名称を五日市定住促進住宅としまして、間取り、設備等は中村定住促進住宅と同じものでございます。

木造2階建ての集合住宅型1棟、6戸。1階は家族向け用にも対応できるように2LDKで、1戸当たりの床面積19坪を2戸。2階が1LDKで、1戸当たりの床面積10坪が4戸でございます。

設備等につきましては、お目通しいただきたいと存じますが、水洗トイレ、オール電化でございます。

今後のスケジュールにつきましては、引渡しを2月1日、外構を今年度末、3月まで、新年度から入居開始の予定で進めているところでございます。

議案集に戻っていただきまして、改正事項は、第1条の表中、中村定住促進住宅の次に、五日市定住促進住宅として追加するものでございます。

次に、議案集18ページ、資料は7ページ、8ページをお願いいたします。

議案第52号、盛岡市及び葛巻町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結することの協議に関し議決を求めることについてでございます。

国では、平成26年に広域連携の新たな制度として、事前に議会の議決を経た上で、国家の間では条約のような自治体間で連携協約を締結できる仕組みを地方自治法に規定したところでございます。また、地方創生の取り組みの一環としまして、本年1月、連携中枢都市圏構想要綱を制定し、中枢都市を中心とした広域連携の仕組みも導入され

たところであります。さらに、この連携を行う場合には、先ほどの地方自治法に根拠のある連携協約制度を活用するようにされたものでございます。この中枢都市圏構想ですが、直接的なメリットとしましては、連携事業に取り組みれば、例えば、新規事業のみならず既存事業に対しても地方交付税により財政支援も受けられるといったような、そういう場合の仕組みもでございます。

こうした中、盛岡広域8市町では、平成20年度に盛岡広域首長懇談会を設置し、企業誘致、観光振興、救急医療など八つの分野を中心に、広域連携の取り組みを進めてきているなど、連携の実績とつながりの基盤がでございます。また、町にとりましても、こうした広域連携は人口減少社会、高齢化社会の中で質の高い、あるいは多様な住民サービス、あるいは安定的に提供できる仕組みを確保しておくということにおいて、少なからず意義があるものと考えているものでございます。こうしたことから、この構想に参画し、広域連携を推進しようとするものでございます。

18ページをお願いいたします。

このことから、地方自治法の規定によりまして、盛岡市及び葛巻町において連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結することの協議に関し議決をお願いするものでございます。

19ページをお願いいたします。

連携協約案の内容ですが、構成市町は、盛岡広域8市町でございます。

第1条の目的でございますが、盛岡広域圏における経済成長のけん引、都市機能の集積、強化のほか、生活関連機能サービスの向上を図るとというのが目的でございます。

第3条、連携する分野ですが、次の20ページから21ページにかけて、全16分野の分類で取り組みを行うこととなります。

第4条、経費分担につきましては、盛岡市と別に協議することとなります。

などが、連携協約の主な内容でございまして、他の市町村も同じ内容の協約案になります。

今後のスケジュールとしましては、全市町とも12月議会での議決を要請されているところとございまして、議決をいただきました後は、1月に協約の締結が予定されているものでございます。

また、28年度から向こう5年間に連携する具体的な取り組み等を盛り込んだ都市圏ビジョンが3月までにまとめられまして、公表されるという運びになってございます。

次に、議案集は22ページ、資料は9ページをお願いいたします。

議案第53号、東京電力株式会社原子力発電所事故に係る和解に関し議決を求めることについてでございます。

次のとおり和解をするため、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

和解の相手方、東京電力株式会社。

和解の内容、主なものですが、一つ目として、相手方は、町に賠償金として1,585,000円の支払い義務を負う。二つ目、相手方は金員を、本和解成立後14日以内に一括して支払う。3番目ですが、和解金額を超える部分については、本和解の効力が及ばず、別

途損害賠償請求することを妨げないということなどとなっています。

事案の内容ですが、23年3月11日に発生しました東電の原発事故に起因する放射性物質による影響対策に要した費用のうち、平成23年度に実施したものに係る損害賠償請求について、原子力損害賠償紛争解決センターから和解案があったことによるものでございます。

放射線測定のために要した機器購入費及び放射線量影響対策のために従事した職員人件費分等、合わせて7,330,398円の請求に対する支払額でありまして、請求額に対する割合は21.6パーセントとなっているものでございます。

町としましては、損害賠償請求については、県と市町村が一体となって進めることとしており、足並みを揃える必要があること、それから、原子力損害賠償紛争解決センターの和解案は精度が高く、仮に訴訟を提起しても、膨大な時間をかけることにはなりません。結果はそんなに変わらないだろうという見方が支配的でございます。

それから、和解金額を超える部分については、将来の損害賠償請求が留保されてございますので、こういったことなどを踏まえまして、満足できる額ということにはなりません。今後、和解案を受け入れざるを得ないと考えるものでございます。

次に、議案集の23ページをお願いいたします。

議案第54号、盛岡地区広域消防組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてでございます。

盛岡地区広域消防組合から、組合事務所が入る盛岡地方消防署の建替え移転に起因します事務所の位置の変更を内容とする組合同規約の変更協議が、来たる1月13日の回答期限をもちましてありましたことから、地方自治法の規定によりまして、盛岡地区広域消防組合同規約を変更することの協議に関し議決をお願いするものでございます。

24ページをお願いいたします。

盛岡地区広域消防組合の規約の一部を、次のように変更する。

第4条中の盛岡市内丸8番5号を、盛岡市盛岡駅西通一丁目27番55号に改める。

28年6月1日からの施行でございます。

議案集の26ページをお願いいたします。資料の方は10ページをお願いいたします。

まず、今回の指定管理の総括的なところを最初にご説明申し上げます。今回の指定管理者制度は制度を導入してから2回目の指定管理を更新するための選定手続でございます。全42施設中、公募の選定が3施設、地域の活力を活用した方が効果が期待できるとして、非公募とした施設が39施設でございます。また、指定しようとする指定管理者の候補者は、いずれも前回からの継続者でございます。指定の期間は、全施設とも平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5カ年間でございます。

議案集に戻っていただきまして、議案第55号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてでございます。

公の施設に係る指定管理の指定に関し、次のとおり指定するため、地方自治法の規定により、議決をお願いするものでございます。

- 1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、葛巻町地域情報通信基盤施設。
- 2、指定管理者となる団体、盛岡市愛宕町11番22号、岩手ケーブルテレビジョン株

株式会社であります。

3、指定の期間は、先ほど申しあげましたように、全施設同じですが、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5カ年であります。

議案第55号の説明は以上のとおりでございます。

なお、以下の議案につきましては、施設の名称と指定管理者となる団体名以外は同じでございますので、説明の方を省略させていただきたいと存じます。

次のページ、27ページの方をお願いいたします。

議案第56号でございます。指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、葛巻町コミュニティ防災センター。指定管理者となる団体、葛巻町コミュニティ防災センター運営協議会でございます。

次のページをお願いいたします。

議案第57号、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、くずまき斎苑。指定管理者となる団体、滝沢市鶴飼向新田7番地75、株式会社JAライフセレモでございます。

次のページをお願いいたします。

議案第58号、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、葛巻町社会体育館、総合運動公園。指定管理者となる団体、岩手郡葛巻町葛巻第8地割33番地2、特定非営利活動法人葛巻町体育協会でございます。

次のページをお願いいたします。

議案第59号、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者となる団体、(1)の冬部生活改善センターを冬部地域振興協議会から、次のページでございますが、(24)の茶屋場自治会館を茶屋場自治会のそれぞれ24施設の地区コミュニティセンターを、それぞれの自治会等に指定管理しようとするものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますよう、お願い申し上げます。

#### 議長（中崎和久君）

これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております、議案第46号から議案第59号までの14議案については、葛巻町議会総合条例第46条第1項の規定により、輝くふるさと常任委員会に審査を付託します。

次に、日程第19、議案第60号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを、議題とします。

地方自治法第117条の規定により、鈴木満君の退場を求めます。

（鈴木満議員 退場）

提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

#### 総務企画課長（丹内勉君）

議案第60号について、ご説明申し上げます。公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて。

公の施設に係る指定管理の指定に関し、次のとおり指定するため、地方自治法の規定により、議決をお願いするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、養護老人ホーム葛葉荘。指定管理者となる団体、岩手郡葛巻町葛巻第7地割104番地2、社会福祉法人誠心会でございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご協賛賜りますよう、お願い申し上げます。

#### 議長（中崎和久君）

これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております、議案第60号については、葛巻町議会総合条例第46条第1項の規定により、輝くふるさと常任委員会に審査を付託します。

ここで、鈴木満君の除斥を解き、入場を求めます。

（鈴木満議員 入場・着席）

次に、日程第20、議案第61号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを、議題とします。

地方自治法第117条の規定により、姉帯春治君及び辰柳敬一君の退場を求めます。

（姉帯春治議員・辰柳敬一議員 退場）

提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

#### 総務企画課長（丹内勉君）

議案第61号について、ご説明申し上げます。公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて。

公の施設に係る指定管理者の指定に関し、次のとおり指定するため、地方自治法の規定により、議決をお願いするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、吉ヶ沢児童館、冬部児童館。指定管理者となる団体、岩手県葛巻町葛巻第16地割1番地1、社会福祉法人葛巻町社会福祉協議会。指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5カ年間でございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご協賛賜りますよう、お願い申し上げます。

#### 議長（中崎和久君）

これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております、議案第61号については、葛巻町議会総合条例第46条第1項の規定により、輝くふるさと常任委員会に審査を付託します。

ここで、姉帯春治君及び辰柳敬一君の除斥を解き、入場を求めます。



( 姉帯春治議員・辰柳敬一議員 入場・着席 )

次に、日程第21、議案第62号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてから、日程第25、議案第66号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてまでの5議案を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、議長が除斥となりますので、ここで、副議長と交替のため、11時10分まで休憩します。

( 中崎和久議長 退場／高宮一明副議長 議長席へ )

( 休憩時刻 10時55分 )

( 再開時刻 11時10分 )

### 副議長 ( 高宮一明君 )

休憩前に引き続き、会議を再開します。

地方自治法第106条の規定により、議長の職務を行います。

お諮りします。

日程第21、議案第62号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてから、日程第25、議案第66号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてまでの5議案を、一括議題としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

( 「なし」の声あり )

異議なしと認めます。

したがって、議案第62号から議案第66号までの5議案を、一括議題とすることに決定しました。

順次、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

### 総務企画課長 ( 丹内勉君 )

議案第62号について、ご説明申し上げます。公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて。

公の施設に係る指定管理の指定に関し、次のとおり指定するため、地方自治法の規定により、議決をお願いするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、ふれあい宿舎グリーンテージ。指定管理者となる団体、岩手県葛巻町葛巻第5地割117番地2、株式会社グリーンテージくずまき。指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5カ年間でございます。

次のページをお願いいたします。

議案第63号、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、グリーンパーク袖山ハウス、馬淵川源流公園。指定管理者となる団体、岩手郡葛巻町葛巻第40地割57番地125、一般社団法人葛巻町畜産開発公社でございます。

次のページをお願いいたします。

議案第64号、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、くずまき交流館プラト一、くずまきミルク公園、ミルクハウスくずまき、くずまき高原体験交流センター、葛巻町森林公園。

今回、この5件につきましては、1件ということで指定管理するものでございますが、この5施設につきましては、くずまき高原牧場における体験交流、あるいはイベントなどで一体的に活用することにより、より効果が上がるものとするものでございまして、一括で1件の案件としたものでございます。

指定管理者となる団体が、岩手郡葛巻町葛巻第40地割57番地125、一般社団法人葛巻町畜産開発公社でございます。

次のページをお願いいたします。

議案第65号、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、葛巻町山地酪農研修センター。指定管理者となる団体、岩手郡葛巻町葛巻第40地割57番地125、一般社団法人葛巻町畜産開発公社でございます。

次のページをお願いいたします。

議案第66号、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、森の館ウッドイ。指定管理者となる団体、岩手郡葛巻町江川第1地割95番地55、葛巻高原食品加工株式会社でございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますよう、お願い申し上げます。

#### 副議長（高宮一明君）

これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております、議案第62号から議案第66号までの5議案については、葛巻町議会総合条例第46条第1項の規定により、輝くふるさと常任委員会に審査を付託します。

ここで、中崎和久議長の除斥を解き、入場を求めます。

議長と交替のため、暫時休憩します。

（中崎和久議長 入場／高宮一明副議長 自席へ）

（休憩時刻 11時15分）

（再開時刻 11時16分）

#### 議長（中崎和久君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。

ただいま、輝くふるさと常任委員会に付託しました、議案第46号から議案第66号までの21議案について、今会議中に審査を終え、12月9日の最終本会議で、委員長の報告を求めたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

( 「なし」の声あり )

異議なしと認めます。

したがって、議案第46号から議案第66号までの21議案については、12月9日の最終本会議で、委員長の報告を求めることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

ご苦労様でした。

( 散会時刻 11時16分 )